広島県議会 広志会 vol.1

県議会議員〈東広島市〉

井原　修

いはら　おさむ

東広島市西条朝日町13-31
[TEL]082-422-0555　[FAX]082-422-0655
E-mail:ihara@vanilla.ocn.ne.jp

〒730-8509 広島市中区基町10-52 広島県議会「広志会」控室
[TEL]082-513-4620　[FAX]082-223-0185
Mail : info@koushikai-h.com　http : //koushikai-h.com 広志会 検索

5名で広志会を結成

大好きな広島県のために議員の使命を遂げます

4月の選挙後の改編により広志会は5名の会派となり交渉会派になりました。

私たちは、財政改革を基本に「教育環境の向上」「福祉医療の充実」「雇用の創出」などに取組み、「住んでみたい、暮らしてみたい広島県」を実現するための活動をしています。

また、県政や議会への姿勢は是々非々で臨み、今後も不変です。これまでも産業交通網整備の推進提案をはじめ、太陽光発電やファンドなど県事業の将来性に問題を投げかけ、事業停止や再構築を働きかけました。

このことは、県が図る活性化への各種事業を否定するものではなく、県民(あなた)の貴重な税金使途への自覚を促すために行って参りましたが、今後も努力を続けていきます。

提出原案が充分な論議が尽くされないまま認められるなら、議会は不要です。県民の意向を踏まえ議案をチェックし、問題があれば修正や否決することは大切なことです。また、同時に対案や提案を意見することは、議員の最も大切な務めです。

広志会は、今後もしがらみや利益に惑うことなく、県民のためになるかを第一に思い、時には声を大にして進んでいきます。

前列左より、砂原・城戸・宮本、後列は井原・佐藤

ことば辞典

交渉会派(こうしょうかいは)ってなあに?

議会の会派のうち、一定数以上の議員が所属している会派のことをいい、広島県議会では5名以上の議員が構成する会派を交渉会派としています。交渉会派になると、議会運営に携わることや本会議での代表質問権などを持つことができ、交渉の質量も拡大することから大きな躍進であると思います。

知事は直接選挙によって選ばれ、行政執行権が与えられます。この権限(力)に対して、充分なチェックをするために議会が必要となります。少数意見の尊重は民主政治の根幹に関わることで、民主主義＝多数決ではありません。多数決を用いる以上「少数意見の尊重」がなければ、単なる「数による支配」になってしまいます。それは民主主義ではなく、全体主義なのです。

広志会議員紹介

会長 **城戸常太** [呉市]
農林水産委員会委員　地方創生・行財政対策特別委員会委員

砂原克規 [広島市西区]
総務委員会委員　少子化・人材育成対策特別委員会委員

宮本新八 [山県郡]
建設委員会委員　安心な環境づくり対策特別委員会委員長

井原　修 [東広島市]
文教委員会副委員長　広域・国際観光振興対策特別委員会委員

佐藤一直 [広島市中区]
生活福祉保健委員会委員　地域魅力創造対策特別委員会委員

広島県議会 広志会 東広島市版

想像力ある 創造力

広島県議会議員 井原 修

ゆれる6・3・3制 小中一貫教育は誰のため?

学校は地域活性化の要

人口減少、少子高齢化が進む中で、地域社会を維持・活性化していくためには、学校の存廃が大きな影響を及ぼします。

現在、東広島市をはじめ、様々な地域で学校の統廃合が進められていますが、学校の小規模化が進む中、単に財政の効率化を図るという観点から統廃合を行うのは問題です。

学校が無くなれば、若い子育て世代が移り住む可能性は低くなり、高齢化が更に加速し、地域のコミュニティが壊れていきます。地域の病院の統廃合が進む中で、地域が廃れてきたという経験を踏まえれば、同じ轍を踏まないようにしなければなりません。

今後の学校の在り方について考える場合は、今後の地域の在り方を見通した上で、慎重な検討が必要です。

義務教育に新たな制度〜小中一貫教育

少子高齢化が進む中で、学校教育制度の見直しが行われています。

義務教育では、これまでの六・三制に加えて、平成28年4月から小・中学校9年間の一貫教育を行う「義務教育学校」が制度化されることになりました。近年、学校の統廃合を進めるに当たり、統合後の魅力ある学校づくりの一環として、小中一貫教育の導入を行う事例が多くあります。

小中一貫教育の課題

小中一貫教育の制度化について、県教育委員会は、これまでの各市町独自の取組や工夫の延長線上にあり、小中一貫教育校を設置するか否かは市町教育委員会の判断であると説明していますが、例えば、「小中一貫教育」と「中高一貫教育」との違いも十分に整理がなされておらず、義務教育制度が非常に分かりにくくなっています。

また、小中一貫教育を導入するメリットとして、不登校やいじめなどが急増する、いわゆる「中一ギャップ」の解消が説明されますが、一方でデメリットもあります。

子供たちが、中学校進学という環境変化によって生じた困難な状況を乗り越えることにより、対人コミュニケーション力や心の回復力などが培われます。小中一貫教育の導入は、その機会を奪うだけでなく、本来、そういう指導をするのが教員の責務ですが、小中一貫教育の導入で解決したのでは、根本的な解決にならない上、教員の指導力の低下に繋がります。

また、小中一貫教育校の教員は、小学校と中学校の両方の教員免許状を持つ必要があると規定されたものの、当分の間は、どちらか1つの免許状があれば良いこととされています。これでは、教員の専門性も変わらず、単に小中一貫教育という看板を掲げただけなのではないでしょうか。

このように小中一貫教育は制度化されたものの、その効果等の検証が十分に行われているとは言えません。

小中一貫教育は学校統廃合の隠れ蓑?

小中一貫教育が制度化された今、その導入が更に進んでいく可能性がありますが、少なくとも、小中一貫教育の導入が、学校の統廃合推進の隠れ蓑であってはなりません。このような観点に立って、教育行政をしっかりと注視していく必要があります。

〈文責　井原　修〉

意識調査用資料 このレポートへ皆様からのご意見をお待ちしています。